

〈医師用〉

## 登園許可書

石和第三保育所長殿

入園児童氏名

病名 「 \_\_\_\_\_ 」

年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので  
登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関

医師名

印又はサイン

保育所生活は、乳幼児の集団生活の場ですから、感染症については早期発見、出席停止期間の厳守で感染を広げないように保護者の協力が必要です。

下記のような感染症にかかり、治癒して登所する時は医師の治癒証明が必要です。上記の登所許可書の提出をお願いします。

子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能となる状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

### ○登園許可書が必要な感染症

対象疾患	出席停止の期間
インフルエンザ(季節性)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、3日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
麻疹(はしか)	解熱した後、3日経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	伝染の恐れがないと医師が認めるまで
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いので、結膜炎の症状が消失するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで